

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間総括表

	処分の名称	根拠法令及び条項	審査基準	標準処理期間※
1	マンション建替組合の設立認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条及び第12条	60日
2	定款又は事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条及び第34条において準用する第12条	40日
3	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条	30日
4	決算報告書の承認	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第42条及び第138条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第42条及び第138条	20日
5	マンション建替事業の施行の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第45条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第45条及び第48条	60日
6	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第50条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第50条及び第50条において準用する第48条	40日
7	施行者の変動の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第51条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第51条	40日
8	審査委員の承認	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第53条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第53条	20日
9	マンション建替事業の廃止及び終了の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第54条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第54条	30日
10	権利変換計画の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条及び第65条	40日
11	権利変換計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第66条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第66条及び第66条において準用する第65条	40日
12	施行者による管理規約設定の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第94条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第94条	40日
13	買受計画の認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第109条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第109条及び第110条	30日
14	買受計画の変更の認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第111条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第111条及び第111条において準用する第110条	30日
15	マンション敷地売却組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条及び第121条	60日
16	定款又は資金計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条及び第134条において準用する第121条	40日
17	マンション敷地売却組合の解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条	20日
18	分配金取得計画の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条及び第144条	40日
19	分配金取得計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第145条	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第145条及び第145条において準用する第144条	40日

※標準処理期間について、申請されたマンションの規模等及び申請書類の不備等が確認されたものについては、この限りではない。